

令和元年9月

篠栗町議会第3回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月4日(水)～13日(金) 10日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	4	水	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	9	5	木	考 案 日		
第3日	9	6	金	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	7	土	休 会		閉 庁
第5日	9	8	日	休 会		閉 庁
第6日	9	9	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	9	10	火	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	11	水	決算特別委員会 予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	12	木	予 備 日		
第10日	9	13	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

令和元年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和元年9月4日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第58号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6, 議案第59号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7, 議案第60号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第8, 議案第61号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第9, 議案第62号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 第10, 議案第63号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
64	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
65	篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
67	篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
68	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
69	篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
70	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
71	篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
72	篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
73	工事請負変更契約の締結について [篠栗駅東側自由通路線周辺整備(その2)工事]	総務建設 常任委員会
74	工事請負変更契約の締結について [篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事]	総務建設 常任委員会
75	工事請負変更契約の締結について [篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事]	総務建設 常任委員会
76	平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
77	平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
78	平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
79	平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
80	平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
81	平成30年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
82	令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
83	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

令和元年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和元年9月6日(金) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	6番	栗須 信治	議員
2.	1番	藤木 高裕	議員
3.	5番	田辺 弘之	議員
4.	2番	横山 和輝	議員
5.	3番	品川 静	議員
6.	12番	荒牧 泰範	議員

令和元年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和元年9月13日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第64号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第2, 議案第65号 篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第3, 議案第66号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4, 議案第67号 篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第68号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第69号 篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第70号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第71号 篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第72号 篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第73号 工事請負変更契約の締結について
[篠栗駅東側自由通路線周辺整備(その2)工事]
- 第11, 議案第74号 工事請負変更契約の締結について
[篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事]
- 第12, 議案第75号 工事請負変更契約の締結について
[篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事]
- 第13, 議案第76号 平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第14, 議案第77号 平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15, 議案第78号 平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第16, 議案第79号 平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17, 議案第80号 平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第18, 議案第81号 平成30年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第19, 議案第82号 令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について
- 第20, 議案第83号 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第21, 発議第3号 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議について
- 第22, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和元年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月4日(開会)

令和元年 第3回 定例会 会議録

日時 令和元年9月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和元年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 村瀬 敬太郎 議員、8番 今長谷 武和 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの10日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から9月13日までの10日間に決定いたします。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第58号から議案第83号までの計26議案でございます。

それでは、議案第58号から議案第83号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和元年第3回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

8月下旬の秋雨前線による豪雨は、佐賀県を中心に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧・復興を願っております。

篠栗町では、去る7月21日の参議院選挙投票日、午前4時13分に大雨洪水警

報が発令され、同 11 時 59 分に災害対策本部を設置いたしました。当日は、選挙の投票日と重なり、人員配置に苦慮いたしました。対策本部は 55 名体制で対応し災害に備えました。幸い雨は膠着状態になり、15 時 30 分には警戒本部へと規模を縮小いたしました。その後、7 月 22 日 20 時 57 分に大雨警報は解除となりました。

また、8 月 27 日 17 時 26 分、大雨警報が発令され、警戒レベル 3 に近い状況が 2 日間以上続きました。雨の降り具合では、警戒レベル 4 を想定しなければならない状況でしたが、幸いにもその後雨は小康状態となり、今回の大雨警報は 8 月 29 日午後 11 時 12 分に解除となりました。この間、第 1 次配備として総務課・都市整備課では丸 2 日間、24 時間体制で待機いたしました。被害の発生もなく、一安心したところでございます。

昨晩は、岡山県新見市で 1 時間当たり 120 ミリの豪雨となり、記録的短時間大雨情報の発令となりました。また、横浜市でも 1 時間 73 ミリの大雨となり、一時的に横浜駅が浸水したとのニュースが出ておりました。

ご承知のように、最近は一線付近に線状降水帯が発生しやすくなっており、局所的な大雨が各地で降っております。また、ひとたび警報が発令されると長期化するケースが多くなっております。それほど、現代の科学をもってしても雲の動き・降雨状況の判断は難しいのであろうと推測されます。今後とも秋雨前線の停滞と台風の接近による大雨を警戒しなければなりません。

議案の説明に入ります前に、6 月議会以降の諸情勢報告をいたします。

7 月 18 日・19 日の市町村長特別セミナー、8 月 21 日・22 日の福岡県町村会中央研修会と首長向けの研修を受けてまいりました。例年開催の両研修は、私にとりまして国の最新情報を得る大変重要な充電期間と位置付けているものでございます。

その中で今年は、平成 30 年 7 月に出された「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告」による、将来に向けた圏域行政のあり方について学んでまいりました。

『人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか』と副題につけられたこの報告では、新たな自治体行政の基本的な考え方として、次のように議論が展開されます。

我が国は、既に 2008 年から人口縮減期に入って、2040 年頃には団塊ジュニア世代（年間出生数は 200 から 210 万人）が 65 歳以上となる一方、そのころに 20 歳代前半となる者の数は、団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる（20

17年出生数は95万人)。我が国の社会経済に迫りくる労働力の深刻な供給制約は、もはや避けがたい社会経済の前提条件であるといえる。

自治体に求められる機能も変化する。人口減少と高齢化により、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は「プラットフォーム・ビルダー」としての新しい公共私協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たすことが求められる。

自治体の職員は、関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネージャーとなる必要がある。自治体においては、公共私を支える人材の確保・育成が重要な課題となる。ワークライフバランスやワークライフミックスを実現しやすい地方圏においては、定年後だけでなく定年前から、新たな活躍の場や豊かな生活環境を求める人材が移住しやすい環境を整備することが重要である。

このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくために、AI（人工知能）やロボティクスによって処理することができる事務作業は、全てAI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要である。併せて、新たな公共私協力関係を構築することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない。これまでの人口拡大期には、人口増加や都市の拡大に伴い増加する行政課題を、個々の自治体が現場の知恵と多様性によって生み出した新たな政策によってそれぞれ乗り越えてきた。いわば独立した自治体による個別最適の追求が全体最適をもたらした。

しかしながら、人口縮減期を迎え、行政の課題解決手法が成熟し、自治体同士がネットワークで結ばれるようになった今、行政サービスの質や水準に直結しない業務のカスタマイズは、かえって全体最適の支障となっている。

今後の自治体は、行政サービスの質や水準に関する自律的な意思決定を行う主体であることを前提としつつ、その機能を存分に発揮するために、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制を構築することが求められている。

危機への対応こそが新たな発展のチャンスである。国と自治体が冷静に現実を直視し、課題を先送りせず、2040年ごろからバックキャストिंगして、解決策を模索し、全力で取り組むことが今まさに求められている。

少し長い引用になりましたが、こうした報告を基に、総務省幹部の講義を聴きま

すと、短期的な人口動向を云々するよりもはるかに重要な自治体の将来に向けた課題が透けて見えてくるような気がいたします。新たな概念であります公共私の方や、2040年ごろからバックキャストした現代の篠栗町のあるべき姿、そして持続可能で個性ある篠栗町の将来像についてなど、自治体運営の両輪であります議会の皆様方と職員とで深く議論する場を持つことが必要でないかと考えた次第でございます。

平成30年度決算を私なりに総括いたします。これまで同様、職員に対しては、事業の優先順位を間違わないように、かつ、予算の効率的な執行を心がけるように指導してまいりました。その結果、2つの指標、財政力指数は0.59、経常収支比率は96.4%と若干なり改善はいたしました。地区内で最も厳しい数字でございます。現在は、現状の歳入の下で、これまで通り住民福祉の充実を重視した歳出では精一杯といわざるを得ません。それを打開するための具体策として取り組んでおります「篠栗北地区産業団地整備事業」の早期完成等による「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現とその波及効果により、今後数年間で両数値とも改善していくものと考えます。

2020年度から「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートすべく、既に準備に入っております。今後とも町民の皆様が安心して安全に、そして幸せに暮らしていただけるよう、「第6次総合計画 ささぐりみんなの羅針盤」と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を柱に、しっかり取り組んでまいりたいことを改めてお約束いたします。

議会の皆様におかれましては、「選ばれる町 篠栗」の実現に向けて、更なるご指導、ご意見を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第58号から議案第83号までの26号議案について説明をいたします。

議案第58号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります 松本 秀治 氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第59号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります 岡 節子 氏が、本年9月30日をもって任期満了

となるため、後任として新たに 村嶋 茂則 氏を委員に選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 6 0 号は、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員の任期が、本年 1 0 月 3 1 日で満了することに伴い、後任として新たに 小河 武文 氏を委員に選任することについて、糟屋郡公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 6 1 号は、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員の任期が、本年 1 0 月 3 1 日で満了することに伴い、後任として新たに 緒方 博 氏を委員に選任することについて、糟屋郡公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 6 2 号は、「糟屋郡公平委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員の任期が、本年 1 0 月 3 1 日で満了することに伴い、後任として新たに 尾畠 弘典 氏を委員に選任することについて、糟屋郡公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 6 3 号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります 村嶋 史枝 氏が、本年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、後任として新たに 上野 順子 氏を委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 6 4 号は、「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、一部改正が必要な条例を改正するものであります。

議案第 6 5 号は、「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、勤務条件等を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用・服務規律等

の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであります。

議案第 66 号は、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、実施区域内で変更となる住所について、改正を行うものであります。

議案第 67 号は、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 17 日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年 11 月 5 日から実施されることから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、住民基本台帳の記録に旧氏の記載が追加されることに伴う改正を行うものであります。

議案第 68 号は、「篠栗町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、時間外勤務手当額の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の算出について、現在、常勤の職員に係るものとなっているものを、短時間勤務職員にも適用するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 69 号は、「篠栗町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、幼児教育無償化に伴い、授業料等を無料とするものであります。

議案第 70 号は、「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、同法において、「施設等利用給付」が新設され、同法中の表記

「支給認定」が「教育・保育給付認定」と改められることに伴い、本条例中の表記を改めるものであります。

議案第71号は、「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業において、新設される篠栗駅北側駐輪場について駐輪場の位置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

また、住居表示の実施により、住所の変更を行うため、併せて改正を行うものであります。

議案第72号は、「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、消防団員の欠格事項である「成年被後見人又は被保佐人」を削除するものであります。

議案第73号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗駅東側自由通路線周辺整備（その2）工事」について584万7,120円を増額し、総額8,749万5,120円で株式会社廣田建設と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、県の指導により北側交通広場のシェルターの材質を不燃材へ変更したことによる増工、役場駐車場花壇と街路灯の増工、役場から篠栗駅までの歩道整備の増工、JR線路近接工事による列車見張員等の増工であります。

議案第74号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事」について、5,206万4,640円を増額し、総額4億90万4,640円で株式会社城戸組と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、盛土工を行うことで発生する円弧すべりを抑止する地盤改良工の増工、掘削土を仮置きするヤードが近隣に無かったため、仮置き可能な場所までの場内運搬が必要になったことによる運搬費の増工であります。

議案第75号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事」について、1,490万1,700円を増額し、総額1億9,709万7,700円で株式会社土屋組と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、2号調整池本体を施工する際、掘削時に湧水が確認され、常時排水が必要となったことによる水替工の増工、掘削時に土質が脆弱であり県道を通行する車両の振動や雨水により掘削法面の崩壊が懸念されたことによる法面の補強を行うための増工でございます。

なお、この2議案は、平成31年議会第1回定例会における議案第24号「平成30年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）」において、同開発事業における債務負担行為の額を32億4万円を38億6,552万4,000円に変更し、債務負担行為の期間を平成32年までとする案を上程し、可決いただきました予算措置に基づく契約の変更でございます。

議案第76号から議案第79号までの4議案は、平成30年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第76号は、「平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第77号は、「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第78号は、「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第79号は、「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案でございます。

議案第80号は、「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金6,968万1,297円を全額減債積立金へ積立てするもの、及び「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について」同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第 81 号は、「平成 30 年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 4,766 万 7,990 円を繰越利益剰余金とするもの、及び「平成 30 年度篠栗町水道事業会計決算について」同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第 82 号から議案第 83 号までの 2 議案は、令和元年度補正予算であります。

議案第 82 号は、「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第 2 号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,033 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 4,957 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳入につきましては、平成 30 年度に確定いたしました繰越金 4,922 万 4,000 円を減額し、地方特例交付金を 1,152 万 1,000 円、国庫支出金を 771 万 7,000 円、県支出金を 1,317 万 6,000 円それぞれ増額するものであります。

また、臨時財政対策債 1,790 万 3,000 円を減額し、自然災害防止事業債を 4,500 万円、緊急防災・減災事業債を 1,610 万円、普通交付税を 8,304 万 4,000 円それぞれ増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、税務総務費といたしまして、町民税の還付金 200 万円を追加するものであります。

民生費におきましては、社会福祉費、重度障害者医療対策費の県費補助事業につきましては、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還金に 414 万 6,000 円、児童福祉費、子ども医療対策費の県費補助事業につきましても、同様に補助金返還金 285 万 9,000 円を追加するものであります。

また、児童福祉総務費といたしまして、幼児教育・保育の無償化制度導入に係る職員の時間外勤務手当 141 万 5,000 円、認定こども園や認可外保育施設等利用給付費に 1,035 万円をそれぞれ追加するものであります。

農林水産業費におきましては、町民農園管理費といたしまして、リフレッシュ農園原状回復工事に 1,523 万 5,000 円を追加するものであります。

土木費におきましては、河川維持補修費といたしまして、津波黒地区水路維持補修工事に 4,500 万円を追加するものであります。

消防費におきましては、防災対策事業費といたしまして、災害用トイレトレーラー購入に1,618万8,000円を追加するものであります。

教育費におきましては、子ども・子育て支援費といたしまして、幼児教育・保育の無償化制度導入に伴う、私立幼稚園等利用料及び預かり保育事業に733万8,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、新たに債務負担を追加するもので、学校施設等長寿命化計画策定業務委託に、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を913万円の債務負担行為を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するもので、臨時財政対策債を1,790万3,000円減額し、自然災害防止事業債を4,500万円、緊急防災・減災事業債1,610万円、災害復旧事業債を90万円、それぞれ増額するものであります。

議案第83号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算を平成30年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料負担等の補正により、歳入歳出それぞれ1,954万3,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,242万1,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議長、諸情勢報告の分もお尋ねしてかまわんですか。

○議長（阿部 寛治） 大綱質疑ですから、これは提出議案だけです。

○議員（荒牧 泰範） 議案第75号の説明において、債務負担行為の限度額の増額が認められていて、その範囲内であるからという表現をあえて付けてありました。その範囲内であれば、聞きようによっては、その可決してしかるべしというふうにも取れないでもない。

そういう意図ではない発言であったと思っております。いいんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） その通り解釈していただいて結構です。

○議長（阿部 寛治） その他ないですか。

では、質疑を終わります。

日程第４、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第５８号から議案第８３号までの２６議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第５８号から議案第６３号は、人事案件でございますので、委員会の付託を省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第６４号から議案第７５号までの１２議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第７６号から議案第８１号までの決算認定については、「議長及び議会選出の監査委員を除く９人で構成する決算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第８２号と議案第８３号の補正予算については、「議長除く１０人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、４番 古屋 宏治 議員。副委員長は、６番 栗須 信治 議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、6番 栗須 信治 議員。副委員長は、4番 古屋 宏治 議員です。

最後に、報告6件については、報告第10号から報告第13号までは、所管の常任委員会の報告を受け、報告第14号と15号は、11日の決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第58号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第5「議案第58号」と、日程第6「議案第59号」の2議案については関連議案でございますので、会議規則第37条の規定によりまして一括議題とし、2議案を一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、議案第58号と議案第59号の2議案を一括議題といたします。

2議案を一括して、立花総務課長の説明を求めます。

立花総務課長。

○総務課長(立花 博友) それでは、議案58号から説明いたします。

「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

〈記〉 住所 篠栗町大字若杉376番地110

氏名 松本 秀治

生年月日 昭和30年10月16日

令和元年9月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

現委員の松本秀治氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となるため。

なお、次ページに履歴を掲載いたしております。

続きまして、議案第59号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

〈記〉 住所 篠栗町大字篠栗 5 1 3 2 番地

氏名 村嶋 茂則

生年月日 昭和 3 2 年 9 月 8 日

令和元年 9 月 4 日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

現委員の岡節子氏が、令和元年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため。

なお、次ページに履歴書を掲載いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの総務課長の説明に対し、一括して質疑を許可いたします。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております 2 議案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 5 8 号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 8 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 5 9 号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本案に賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 9 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 6 0 号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」を議題といた

します。

ここでお諮りします。

日程第7「議案第60号」から日程第9「議案第62号」までの3議案についても関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、3議案を一括して説明を受け、採決については、1議案ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、議案第60号から議案第62号までの3議案を一括議題といたします。

3議案を一括して、立花総務課長の説明を求めます。

はい。

立花総務課長。

○総務課長(立花 博友) 議案第60号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

〈記〉 住所 古賀市日吉二丁目19番6号

氏名 小河 武文

生年月日 昭和24年6月29日

令和元年9月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

糟屋郡公平委員会委員の任期が、令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任することに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

経歴書につきましては、次ページに掲載いたしております。

続きまして、議案第61号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

〈記〉 住所 糟屋郡志免町志免中央一丁目11番1号

氏名 緒方 博

生年月日 昭和24年8月20日

令和元年9月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

糟屋郡公平委員会委員の任期が、令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次ページに経歴書を掲載いたしております。

議案第62号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

〈記〉 住所 福岡市中央区大手門二丁目5番10号

ゾンネンハイム大手門214

氏名 尾島 弘典

生年月日 昭和59年11月15日

令和元年9月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

糟屋郡公平委員会委員の任期が、令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、次ページに経歴書を掲載いたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの総務課長の説明に対して、一括して質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第7、議案第60号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第61号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第62号「糟屋郡公平委員会委員の選任について」

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第63号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

はい、浦上課長。

○ 学校教育課長(浦上 利浩) 議案第63号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

〈記〉 住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲474番地41

氏名 上野 順子

生年月日 昭和47年5月21日

令和元年9月4日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員 村嶋史枝氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となるため。

なお、次のページに履歴書を掲載いたしております。

また、任期は令和元年10月1日から令和5年9月30日まででございます。
以上でございます。

- 議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。
本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時50分